

山梨県公報

第二千六百六十七号

平成二十九年

一月二十六日

木曜日

目次

○道路の区域変更(三件)……………一九
○建築基準法に基づく道路位置指定……………二〇

公 告

○移住者実態把握アンケート調査の実施……………二〇
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二〇
○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の届出……………二〇
○大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の届出……………二一
○換地処分の実施……………二一
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二二

告 示

山梨県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年二月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市塩山上萩原字上萩原山四七八三番一 地先から	旧	一三・四 一九・八	三四・五

甲州市塩山上萩原字上萩原山四七八三番一
地先まで

新	延長
八・三 一一・八	三四・五

山梨県告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年二月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新田松留線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
上野原市新田字杉島八四八番一 地先から	旧	一〇・八 一一・七	一〇〇・三
上野原市新田字稲干場八七三番七 地先まで	新	一〇・八 一七・四	一〇〇・三

山梨県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年二月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧		

大月市猿橋町小沢字上田中四二番一〇地 先から 大月市猿橋町小沢字上田中三八八番四地先 まで	新	旧
	五・四、 一二・七	四・九、 六・二
	六〇・九	六〇・九

山梨県告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定の年月日 平成二十九年一月十八日
- 二 指定道路の位置 甲斐市龍地字北川五千九百九十五番三、五千九百九十五番四、六千三百番一、六千三百番五、六千三百一十一番三、六千三百三十二番四及び六千三百三十二番五
- 三 指定道路の幅員 最大幅員六・五八メートル 最小幅員四・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 六十・一四メートル

公 告

● 移住者実態把握アンケート調査の実施

移住者実態把握アンケート調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第三条第二項の規定により、公示する。

平成二十九年一月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 調査の名称 移住者実態把握アンケート調査
- 二 調査の目的 市町村と連携して推進している移住施策について、施策の効果検証及び今後の改善の一助とするため、移住者の実態を把握することを目的とする。
- 三 報告を求める事項 移住者の家族構成、移住を希望した理由、移住をする際に必要と思われるサービス等に関する事項
- 四 基準となる期日 調査日現在
- 五 報告を求める者

1 調査地域 山梨県全域

- 2 調査対象 県外からの転入者
- 六 報告を求めると同時に用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、市町村窓口において行う。
- 七 報告を求める期間 平成二十九年二月一日から平成三十二年一月三十一日までを調査期間とする。

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年一月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人多摩源流こすげ
 - 2 代表者の氏名 古菅正直
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北都留郡小菅村千九百一十一番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、多摩川源流である小菅村の資源の特性や魅力に着目し、下流域と源流域との人的・資金的な連携を一層強固にするために必要な事業を行い、元気で希望のある源流の郷小菅村の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年一月十八日から同年三月十七日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公示し、及び縦覧に供する。

平成二十九年一月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名	住所
---------------------------	----

株式会社オンザサミット
 代表取締役 小田切常雄
 代表取締役 保坂東吾

山梨県甲府市後屋町三百六十三番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 グリーンタウン甲府東

(二) 所在地 山梨県甲府市向町字蛭田百二十三番一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐輪場の位置	届出の図面のとおり	届出の図面のとおり
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 八十八平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 五十八平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 三十七立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 三十五立方メートル

3 変更する年月日 平成二十九年八月二十一日

三 届出年月日 平成二十八年十二月二十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年五月二十六日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年一月二十六日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては
 代表者の氏名

住所

株式会社岡島
 代表取締役 浦部保仁

山梨県甲府市丸の内一丁目二十一番十五号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 市川大門ショッピングセンター

(二) 所在地 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門字坂本二百三十三番地外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後十時三十分まで	午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

3 変更する年月日 平成二十九年一月十六日

三 届出年月日 平成二十八年十二月二十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年五月二十六日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区玉宮第一―三工区）の換地処分を平成二十九年一月十九日実施した。

平成二十九年一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年一月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市本町二丁目四千二百六十八の二、四千二百六十八の七から四千二百六十八の十三まで、四千二百六十九の一から四千二百六十九の四まで、四千二百七十の一から四千二百七十の十五まで、四千二百七十一の一、四千二百七十一の三から四千二百七十一の五まで、四千二百七十三の三、四千二百七十六の一から四千二百七十六の六まで、四千二百七十七の一から四千二百七十七の三まで及び道の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号 積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部俊則